

## 札幌医科大学学生の懲戒等に関する規程（平成 28 年 6 月 14 日規程第 45 号）

### （目 的）

第 1 条 この規程は、札幌医科大学学則（平成 19 年規程第 50 号）第 40 条及び札幌医科大学大学院学則（平成 19 年規程第 51 号）第 39 条に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及びその他の教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

### （定 義）

第 2 条 本規程における「学生」とは、学部、大学院及び専攻科の学生とする。

2 本規程における「懲戒」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退 学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。この場合において再入学は認めない。
- (2) 停 学 1 年以内の期間を定めて、又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、原則として登校を認めないこと。
- (3) 戒 告 学生の行った非違行為を戒め、将来にわたって同様のことが無いよう反省を促すため、本学の意思表示を文書により行うこと。

3 本規程における「その他の教育的措置」とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓 告 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、文書により指導を行うこと。
- (2) 嚴重注意 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、口頭により指導を行うこと。

### （懲戒等の処分の量定）

第 3 条 懲戒等の処分の量定に関し、対象となる行為毎の懲戒の標準については、別表「札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン」のとおり定める。

2 過去に懲戒等の処分を受けている場合は、量定の判断において、これを考慮するものとする。

### （懲戒等の処分に係る手続き等）

第 4 条 札幌医科大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）委員長は、学生の非違行為があると思料するときは、学生委員会の委員に事実確認に当たらせるとともに、当該非違行為が第 2 条第 2 項に規定する懲戒相当と判断した場合は、速やかに学長及び当該学生が所属する学部の学部長（以下「学部長」という。）に報告する。

2 学生委員会の委員は、非違行為に係る事実確認のため、非違行為を行った学生（以下「当該学生」という。）のほか、必要と認める場合、他の学生等に事情聴取を行う。

3 学生委員会は、事情聴取の結果を踏まえて、懲戒等の処分について審議する。

4 学生委員会は、審議において、懲戒処分が相当と判断した場合は処分案を定め、その他の教育的措置が相当と判断した場合はその内容を決定する。

5 学生委員会委員長は、前項の処分内容を学長及び学部長に報告する。

6 学部長及び学生委員会委員長は、第 4 項の処分案が退学または停学の場合、当該学生にあらかじめ処分案を告知した上で、聴聞を実施する。なお、当該学生が聴聞を拒否する場合は、この限りではない。

(自宅謹慎)

第5条 学部長は、非違行為が第2条第2項第1号に規定する退学又は同項第2号に規定する停学に相当することが明白であると認めるときは、処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入するものとする。

(懲戒処分の決定)

第6条 学長は、学生委員会委員長から報告された処分案を踏まえ、懲戒処分を行うことが必要と判断した場合は、当該学生が所属する学部の教授会（以下「教授会」という。）及び教育研究評議会の議を経て処分を決定する。

(その他の教育的措置の実施)

第7条 学部長は、学生委員会委員長からの報告に基づき、当該学生にその他の教育的措置を実施する。

2 学部長は、その他の教育的措置の実施について、必要と認める場合、教授会に報告する。

(試験における不正行為)

第8条 試験における不正行為に関する懲戒の手続きは、第4条によらず別に定めるところによる。

(懲戒処分の通知及び公示)

第9条 学長が懲戒処分を決定したときは、学部長は当該学生に対して、懲戒処分通知書を交付するとともに、当該学生の連帯保証人に対して処分の内容を通知する。

2 学長は、処分の内容を掲示により学内に2週間公示する。ただし、学生の氏名及び学籍番号は明記しない。

(不服申立て)

第10条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分通知書を交付された日から起算して14日以内に学長に対して、文書により不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ての請求は、既に実施された懲戒処分の効力を妨げない。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、学生委員会に再審議を行わせるものとする。

3 学長は、再審議の結果を踏まえ、既に実施された処分の変更の要否、変更を要する場合はその内容を決定する。

(停学期間中の措置)

第11条 学部長は、停学期間中の学生に対して、学生担当教員等による定期的な面談及び指導を行わせ、その更正に努めるものとする。

2 学生担当教員等は、停学期間中の学生の反省の程度、生活態度及び学習意欲等について定期的に学部長及び学生委員会委員長に報告する。

3 学生は、停学期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学部長は教育指導上、必要と認めた場合には、一時的に当該学生を登校させることができる。

4 停学の期間は、学則第9条に定める在学期間に算入し、学則第8条に定める修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3ヶ月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

(停学の解除及び延長)

- 第12条 学部長は、期間の定めのない停学（以下「無期停学」という。）の開始日から1年を経過した学生について、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を踏まえ、学生担当教員等と協議し、無期停学処分の解除の可能性があると判断した場合は、当該処分の解除について学生委員会に審議を依頼する。
- 2 学生委員会は、前項の依頼に基づき、無期停学処分の解除について審議し、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当であると認めた場合は、その審議結果を学長及び学部長に報告する。
- 3 学長は、前項の報告を踏まえ、無期停学処分の解除が妥当と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て処分の解除を決定するとともに、当該学生に対して、学部長から停学解除通知書を交付させるものとする。
- 4 有期の停学は、停学期間満了をもって解除する。
- 5 前項の規定にかかわらず、学生委員会は、第11条第2項の報告等を踏まえて、停学期間満了による処分解除の適否を審議し、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当ではないと判断した場合は、学長に停学期間の延長を進言する。
- 6 学長は、前項の進言を踏まえ、停学期間の延長が必要と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定する。

(学籍の異動)

- 第13条 学長は、第4条第1項の報告を受けた時は、その後、懲戒処分が決定されるまでの期間における当該学生からの自主退学の申出を受理しない。
- 2 停学期間中の学生の休学は許可しない。

(懲戒に関する記録)

- 第14条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する各種証明書等にはその内容を記載しない。

(読替)

- 第15条 この規程の大学院生への適用に当たっては、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとし、専攻科生への適用に当たっては、「学部長」を「専攻科長」に、「教授会」を「運営委員会」に読み替えるものとする。

(事務)

- 第16条 学生の懲戒等に関する事務は事務局学務課において処理する。

(雑則)

- 第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月14日規程第2号）

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則（令和4年9月14日規程第32号）

この規程は、令和4年9月14日から施行する。

## 札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン

	対象となる行為	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、窃盗、詐欺、器物損壊等の犯罪行為	退学、停学又は戒告
	薬物(危険ドラッグを含む)犯罪行為	退学又は停学
	性犯罪行為(強制わいせつ、痴漢、盗撮、わいせつ物頒布等)、ストーカー行為	退学、停学又は戒告
	ブログ、SNS、ツイッターその他インターネット上、又は紙面上での違法又は不適切な書き込み、投稿等	退学、停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は戒告
交通事故等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が悪質な場合(無免許運転、飲酒運転、暴走運転等)	退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が過失の場合	退学、停学又は戒告
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転、飲酒運転の補助行為等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は戒告
学内での非違行為	本学の教育研究、診療並びに管理運営を著しく妨げる暴力行為等	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは汚損行為	退学、停学又は戒告
	授業妨害に当たる行為	停学又は戒告
	試験における不正行為	別に定める
飲酒・喫煙	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	退学、停学又は戒告
	未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学又は戒告
	未成年者が飲酒又は喫煙した場合	停学又は戒告
その他	ハラスメント、暴言、その他人権を侵害する行為	退学、停学又は戒告
	授業、実習、研修等で知り得た教職員、学生及び患者の個人情報等を故意又は過失により漏らした行為	退学、停学又は戒告
	研究成果作成・発表の際に論文やデータの捏造、改ざん又は盗用等を行った行為	退学、停学又は戒告
	知的財産を喪失させた行為(※)	退学、停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則(平成10年法律第114号)第18条に定める感染症の感染拡大を助長する行為	停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則(平成10年法律第114号)第18条に定める感染症の罹患が疑われる場合の本学への虚偽報告、隠ぺい及び黙認する行為	停学又は戒告

(※) 知的財産を喪失させた行為

本学の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産)を喪失させた行為(知的財産を無断で提供し、公表し又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産に確保の目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等)